

佐賀県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月一日から平成二十二年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 江北芦刈線	小城市牛津町下砥川字永田一五二六番四地先から小城市牛津町下砥川字永田一五四一四番四地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	小城市牛津町下砥川字永田一五二六番四地先から小城市牛津町下砥川字永田一五四一四番四地先まで	幅員 メートル 延長 メートル
	前	後
	三・五〇・四 三・五〇	二・二四・〇 三・五〇
	一 一 一 二	一 一 一 二